

(証券コード：3470)

2019年9月12日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
マリモ地方創生リート投資法人
執行役員 北方 隆 士

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年9月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第41条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記の通り定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年9月27日（金曜日）午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所： 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「霞が関プラザホール」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：監督役員2名選任の件

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<https://www.marimo-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

法令番号を除き、和暦表示を西暦表示に変更するものです(規約第34条第3項)。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次の通り変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第34条(投資主総会の招集) 1. (省略) 2. (省略) 3. 投資主総会は、 <u>平成29</u> 年9月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. (省略)	第34条(投資主総会の招集) 1. (現行通り) 2. (現行通り) 3. 投資主総会は、 <u>2017</u> 年9月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. (現行通り)

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員北方隆士は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第2文を適用し、就任する2019年9月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年8月19日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
きたがた たかし 北方 隆士 (1975年12月21日)	1998年 4月	蝶理株式会社 入社 住宅都市開発部
	2002年 4月	蝶理都市開発株式会社 出向
	2004年 8月	株式会社ファンドクリエーション 入社 不動産投資部 主任
	2005年 6月	F C リート・アドバイザーズ株式会社 出向 不動産運用部 マネージャー
	2005年12月	株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 マネージャー
	2007年 6月	株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 シニアマネージャー
	2010年 6月	株式会社ファンドクリエーション アジア事業推進室 室長
	2012年 1月	有限会社ヘラクレス・プロパティ 兼任出向 取締役
	2013年 1月	株式会社ファンドクリエーション 事業開発部 シニアマネージャー
	2015年 1月	株式会社ファンドクリエーション 事業開発部兼不動産投資部 シニアマネージャー
	2015年 6月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
	2015年 9月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼投資部長
	2016年 1月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 (現任)
2016年 2月	マリモ地方創生リート投資法人 執行役員 (現任)	

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤間義雄及び田中美穂は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第2文を適用し、就任する2019年9月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結のときまでとします。

監督役員候補者は次の通りです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	ふじま よしお 藤間 義雄 (1948年1月8日)	1974年11月 1990年 9月 1996年 8月 2011年 6月 2012年 5月 2016年 2月 2016年 6月 2019年 6月	監査法人中央会計事務所 入所 中央新光監査法人 社員 中央監査法人 代表社員 株式会社JIEC 監査役 ネオス株式会社 監査役 マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 株式会社JIEC 取締役・監査等委員 太平洋セメント株式会社 監査役（現任）
2	たなか みほ 田中 美穂 (1974年12月1日)	2004年10月 2007年 2月 2011年 5月 2015年 7月 2016年 2月 2016年 9月	あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所） TMI総合法律事務所 米国ミシガン大学ロースクール(LL. M.) 卒業 芝経営法律事務所（現芝・田中経営法律事務所） パートナー（現任） マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 地主プライベートリート投資法人 監督役員（現任）

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2019年9月27日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第3文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年8月19日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
きたがわ ひろあき 北川 博彰 (1979年10月14日)	2000年 4月	共盛自動車工業株式会社 営業部 入社
	2001年 1月	株式会社シティホーム 法人管理部 入社
	2003年 9月	株式会社マリモ 営業部 入社
	2009年 1月	株式会社マリモ 事業開発部 課長
	2013年 1月	株式会社マリモ 海外投資部 ヴァイスプレジデント
	2015年 6月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 出向 マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼財務管理部長
	2017年 4月	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役（現任・非常勤）
	2017年 8月	株式会社マリモホールディングス 経営管理本部 経営企画部 マネージャー
2017年 8月	株式会社マリモホールディングス 執行役員 経営管理本部 副本部長	
2018年 8月	株式会社マリモホールディングス 執行役員 経営管理本部 本部長（現任）	
2018年 9月	株式会社GKT（現株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー） 取締役（現任・非常勤）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の取締役（非常勤）です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2019年9月27日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第3文の定めにより、第3号議案における監督役員の任期が満了するときまでとなります。

補欠監督役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
まつもと たく 松本 拓生 (1972年11月22日)	1999年 4月	第二東京弁護士会登録
	2005年 5月	Duke University School of Law (LL. M.) 卒業
	2006年 3月	ニューヨーク州弁護士資格取得
	2007年 1月	TMI総合法律事務所 パートナー就任
	2010年 4月	東京大学法科大学院客員准教授
	2014年 4月	恵比寿松本法律事務所 開業 (現任)
	2018年 9月	株式会社エブリー社外監査役 (現任)
	2019年 6月	日本道路株式会社 社外取締役 (現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ なお、上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

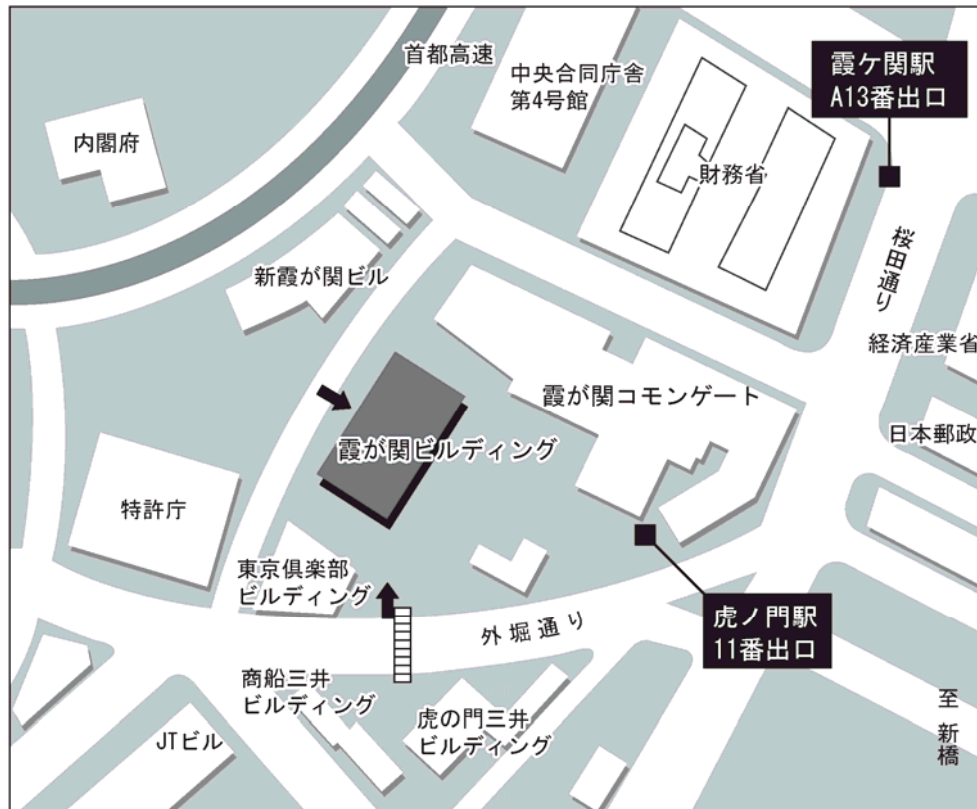
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第41条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「霞が関プラザホール」
連絡先 03-6324-1091



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅11番出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅
A13番出口より徒歩5分